

平成 26 年 12 月 24 日

企業会計基準適用指針公開草案第 52 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（改正平成 24 年 5 月 17 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
企業会計基準適用指針第 25 号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」 〔平成 11 年 9 月 14 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会〕 改正平成 24 年 5 月 17 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準適用指針第 25 号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」 〔平成 11 年 9 月 14 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会〕 改正平成 24 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会
適用指針 複数事業主制度の会計処理及び開示 （確定拠出制度に準じた場合の開示） 65. 会計基準第 33 項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の<u>数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額</u>及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。 「<u>年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額</u>」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、<u>確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないため、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる（第 72-2 項及び第 126-2 項参照、[開示例 3]）。</u>	適用指針 複数事業主制度の会計処理及び開示 （確定拠出制度に準じた場合の開示） 65. 会計基準第 33 項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の<u>給付債務の額及びその差引額</u>）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。 なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。

公開草案	現行
なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。	
適用時期等 69-2. 平成 XX 年改正の本適用指針（以下「平成 XX 年改正適用指針」という。）は、公表日以後適用する。	適用時期等 （新 設）
結論の背景 経 緯 72-2. 平成 24 年 1 月 31 日付で、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について」（以下合わせて「厚生労働省通知」という。）が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われた。 <u>具体的には、厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表について、変更前は「数理債務」（負債）及び「未償却過去勤務債務残高」（資産）が表示されていたが、変更後は「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除した純額が、厚生年金基金の場合は「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」の額は、原則として、貸借対照表の欄外に注記されることとなった。</u> <u>また、厚生年金基金の場合は、変更前は「数理債務」（負債）と代行部分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した額が貸借対照表に「給付債務」（負債）として表示されていたが、上記の変更に伴い、「給付債務」（負債）は貸借対照表には表示されず、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。</u>	結論の背景 経 緯 （新 設）

公開草案	現行
<u>厚生年金基金及び確定給付企業年金の変更後の表示方法における貸借対照表の表示科目と欄外注記との関係は、次のとおりである（厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表のイメージ図は、「参考（開示例）」の[開示例 3]において示されている。）。</u> <u>(1) 厚生年金基金の場合</u> ① <u>「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）＝「数理債務」（欄外注記の額）－「未償却過去勤務債務残高」（欄外注記の額）</u> ② <u>「責任準備金」（負債）＝「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）＋「最低責任準備金」（負債）</u> <u>(2) 確定給付企業年金の場合</u> <u>「責任準備金」（負債）＝「数理債務」（欄外注記の額）－「未償却過去勤務債務残高」（欄外注記の額）</u> <u>平成 XX 年改正適用指針は、厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表の表示方法のこれらの変更に伴い、必要と考えられる改正を行ったものである。</u>	
確定給付制度の会計処理 小規模企業等における簡便法 （簡便法による退職給付債務の計算） <u>112-2. 平成 24 年 1 月 31 日付で発出された厚生労働省通知により、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されることとなった（第 72-2 項参照）。このため、簡便法による退職給付債務の計算にあたり、年金財政計算上の数理債務の額を用いる場合（第 50 項(2)及び第 51 項(2)参照）には、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額に基づき退職給付債務を計算することに留意する必要がある。</u>	確定給付制度の会計処理 小規模企業等における簡便法 （簡便法による退職給付債務の計算） （新 設）

公開草案	現行
複数事業主制度の会計処理及び開示 （自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準） 119-2. 平成 24 年 1 月 31 日付で発出された厚生労働省通知により、年金財政計算上の数理債務の額及び未償却過去勤務債務残高は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されることとなった（第 72-2 項参照）。このため、複数事業主制度の会計処理において、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として、年金財政計算における数理債務の額及び未償却過去勤務債務の額を用いる場合（第 63 項(2)及び(3)参照）には、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額及び「未償却過去勤務債務残高」の額に基づき制度全体の額を算定し、自社の負担に属する年金資産等を計算することに留意する必要がある。	複数事業主制度の会計処理及び開示 （自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準） （新 設）
（確定拠出制度に準じた場合の開示） 126-2. 平成 XX 年改正適用指針では、従来は厚生年金基金の貸借対照表に表示されていた「給付債務」（負債）が、平成 24 年 1 月 31 日付で発出された厚生労働省通知により厚生年金基金の貸借対照表に表示されなくなったことを受けて、複数事業主制度を採用している場合において、会計基準第 33 項(2)を適用して確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行うときの注記事項である「直近の積立状況等」（第 65 項参照）のうち、「年金財政計算上の給付債務の額」を変更すべきかについて検討を行った。検討の結果、当該注記は将来の負担額の見込みに関する目安としての開示である（第 125 項参照）ことに鑑み、従来と実質的に同じ内容の注記を求めることとし、平成 XX 年改正適用指針においては、名称を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」と変更して、注記すべき金額を明らかにすることとした（第 65 項参照）。確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなるため、注記対象が確定給付企業年金のみの場合には、注記において使用する名称を「年	（確定拠出制度に準じた場合の開示） （新 設）

公開草案	現行
<u>金財政計算上の数理債務の額」とすることが考えられる。</u> <u>なお、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」（負債）の額に基づき注記の額を計算することに留意する必要がある。</u>	
適用時期等 <u>129-2. 平成 XX 年改正適用指針の公表日時点において、厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表は変更後の表示方法により作成されていることから、平成 XX 年改正適用指針は、公表日以後適用することとした。</u> <u>なお、平成 XX 年改正適用指針の適用については、表示方法の変更として取り扱うため、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 14 項の定めに従って、表示する過去の期間における本適用指針第 65 項の注記についても新たな表示方法を適用することとなる。</u>	適用時期等 （新 設）

[設例 9] 簡便法による計算例

1. 退職一時金制度のみの場合で第 50 項(1)②の簡便法を適用

(1) 前提条件

昇給率（不変）		3.5%
割引率（不変）		4.5%
平均残存勤務期間（不変）		15 年
X1/4/1	自己都合要支給額	400,000
X1/4/1～X2/3/31	退職金支払額	5,000
X2/3/31	自己都合要支給額	500,000

(2) 計算結果

第 50 項(1)②による簡便法は、自己都合要支給額に昇給率係数及び割引率係数を乗じたものを退職給付債務とする方法である。【資料 1】及び【資料 2】から、平均残存勤務期間 15 年の昇給率係数は 1.67535、割引率係数は 0.51672 と求められるので期末退職給付債務及び当期退職給付費用は、次のように計算される。

	実際 X1/4/1	退職給付 費用	退職金支払	実際 X2/3/31
退職給付債務	(346,275)	(91,568)	5,000	(432,843)
年金資産				
退職給付に係る負債	(346,275)	(91,568)	5,000	(432,843)
① X1/4/1 現在の退職給付債務	$= 400,000 \times 1.67535 \times 0.51672 = 346,275$			
② X2/3/31 現在の退職給付債務	$= 500,000 \times 1.67535 \times 0.51672 = 432,843$			
③ X2/3/31 現在の退職給付に係る負債	$= 432,843$			
④ 当期退職給付費用	$= 432,843 - (346,275 - 5,000) = 91,568$			

2. 企業年金制度のみの場合で第 50 項(2)③の簡便法を適用

(1) 前提条件

直近一年前の年金財政計算上の数理債務 ²		50,000
X1/4/1	年金資産の時価	35,000
X1/4/1～	掛金拠出額	7,000
X2/3/31	年金資産の運用益	900
直近の年金財政計算上の数理債務		60,000
X2/3/31	年金資産の時価	42,900

² 年金財政計算上の数理債務は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている数値である。本設例において、以下同じ。

〔開示例 3〕 複数事業主制度に係る注記

（退職給付に係る注記）

1. 採用している退職給付制度の概要（会計基準第 33 項(2)）

（〔開示例 1〕の見出し 1. と同様の内容を記載する。）

一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理している。

（この設例においては、以下で見出し 3. の項目だけを示しているが、見出し 2. については〔開示例 1〕と同様である。）

2. 確定拠出制度（会計基準第 32 項及び第 33 項(2)）

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、X, XXX 百万円であった。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（XX 年 X 月 XX 日現在）

年金資産の額	X, XXX 百万円
年金財政計算上の給付数理債務の額	
<u>と最低責任準備金の額との合計額</u>	<u>X, XXX 百万円</u>
差引額	<u>△XXX 百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合〔又は加入人数割合あるいは給与総額割合〕（自 XX 年 X 月 XX 日 至 XX 年 X 月 XX 日〔又は XX 年 X 月 XX 日現在〕）

X %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 XXX 百万円〔及び繰越不足金（又は別途積立金）XXX 百万円〕である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 X 年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 XX 百万円を費用処理している。〔また、年金財政計算上の繰越不足金 XXX 百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなる。〕

なお、〔特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、〕上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しない。

（注1） 上記(1)(2)については、時点が貸借対照表日と一致しないことがあるため、これを明示す

る必要がある（第 125 項参照）。

- (注2) 上記(3)については、将来の負担額の見込みに関する補足説明（第 124 項参照）の例として、差引額として算定された額に係る今後の取扱いや、指標としての掛金拠出割合等と将来の実際の負担割合との関係を記載している。また、財務諸表上の影響を示すため、損益計算書（又は損益及び包括利益計算書）上の費用処理額も示している。
- (注3) 掛金拠出割合等が参加企業ごとの未償却過去勤務債務等の比率と明らかに乖離している場合（企業ごとに負担割合等が異なる部分がある場合）には、特別掛金に係る拠出割合を示すなど、適宜適切な補足説明を加える必要がある。
- (注4) 複数の企業年金制度について注記する場合には、それぞれの重要性の程度に応じた記載をすることが考えられる（第 122 項参照）。このため、例えば、定量的な情報については次のような形式によることが考えられる。

（複数の企業年金制度について注記する場合の例）			
（前提）A 制度、B 制度はそれぞれ単独でも重要性があり、その他の制度についても複数の制度を合算すると重要性があるものとする。			
（例示）			
（1）制度全体の積立状況に関する事項（XX 年 X 月 XX 日現在）			
	A 制度	B 制度	その他の制度
年金資産の額	XXX 百万円	XXX 百万円	XXX 百万円
年金財政計算上の給付数理債務の額			
と最低責任準備金の額との合計額	<u>XXX 百万円</u>	<u>XXX 百万円</u>	<u>XXX 百万円</u>
差引額	<u>△XX 百万円</u>	<u>△XX 百万円</u>	<u>XX 百万円</u>
（2）制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（自 XX 年 X 月 XX 日 至 XX 年 X 月 XX 日）			
	A 制度	B 制度	その他の制度
	X %	X %	X %（加重平均値）

- (注5) 「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる。また、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」（負債）の額に基づき注記の額を計算することに留意する必要がある。
- なお、注記対象が確定給付企業年金のみの場合には、注記において使用する名称を「年金財政計算上の数理債務の額」とすることが考えられる（第 65 項及び第 126-2 項参照）。

【年金財政計算における貸借対照表のイメージ図】

本開示例が想定している年金財政計算における貸借対照表の構成内容は、次のとおりである。

純資産(資産)	純資産(負債)
	給付債務
	数理債務 最低責任準備金 (代行部分)
未償却過去勤務債務 残高等	
基本金 (不足金)	

本開示例における年金資産

$$= \text{純資産 (資産)} - \text{純資産 (負債)}$$

※ 上記は基本金が不足金である場合

① 厚生年金基金（基本金が不足金の場合）

純資産（資産）	純資産（負債）	
	責任準備金	責任準備金（プラス アルファ部分）
基本金（不足金）		最低責任準備金

本開示例における年金資産

$$= \text{純資産（資産）} - \text{純資産（負債）}$$

「責任準備金（プラスアルファ部分）」

$$= \text{「数理債務」（欄外注記の額）} - \text{「未償却過去勤務債務残高」（欄外注記の額）}$$

（注記）数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX（※）

② 確定給付企業年金（基本金が不足金の場合）

純資産（資産）	純資産（負債）
基本金（不足金）	責任準備金

本開示例における年金資産

$$= \text{純資産（資産）} - \text{純資産（負債）}$$

「責任準備金」

$$= \text{「数理債務」（欄外注記の額）} - \text{「未償却過去勤務債務残高」（欄外注記の額）}$$

（注記）数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX（※）

（※）貸借対照表の欄外に、数理債務と未償却過去勤務債務残高が注記されていない場合には、基金又は制度の受託者がそれらの数値を把握しているものと考えられる。

以 上